

第1 産業高等学校実施分

1 監査対象学校

産業高等学校

2 監査の実施期間

平成19年10月18日から平成19年11月7日まで

3 監査の方法

監査対象部課等における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうかを留意し、関係帳簿、書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

4 監査対象年度

平成19年度執行分（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）。ただし、必要に応じて平成18年度を含む。

5 監査の対象事務

(1) 収入事務

高等学校授業料等、高等学校費々途指定寄附金、入学金、高等学校敷地使用料

(2) 契約事務

ア 委託契約

学校警備管理業務委託契約、語学演習装置保守点検業務委託契約、生垣剪定業務委託契約、貯水槽清掃業務委託契約

イ その他の契約

産業高校教育改善事業賃貸借契約、パソコン整備事業賃貸借契約

(3) 特殊勤務手当の支給状況

6 監査の結果

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

第2 総務部等実施分

1 監査対象部課等

総務部（総務管財課、財政課、契約検査課、市民税課、固定資産税課、納税課）

産業部（商工観光課、農林水産課、港湾振興室）

農業委員会事務局

2 監査の実施期間

平成19年10月19日から平成19年11月20日まで

3 監査の方法

監査対象部課等における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうかを留意し、関係帳簿、書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

4 監査対象年度

平成19年度執行分（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）。ただし、必要に応じて平成18年度を含む。

5 監査の対象事務

(1) 総務部各課の主な監査対象事務は、次のとおりである。

ア 総務管財課

(ア) 収入事務

土地売払収入、市有土地・建物貸付収入、来庁者駐車場使用料

(イ) 契約事務

a 委託契約

本庁舎等清掃警備業務委託契約、本庁舎エレベーター維持管理業務委託契約、庁舎敷地内樹木剪定等業務委託契約、例規検索システムの使用許諾等に関する契約

b その他の契約

元睦会館賃貸借契約、土地売買契約、公有財産有償貸付契約、公有財産無償貸付契約

(ウ) 補助金交付事務

財産区財産処分金から交付する補助金

イ 財政課

(ア) 収入事務

普通交付税

(イ) 備品の管理状況

(ウ) 旅費の支出状況

ウ 契約検査課

(ア) 収入事務

不用品売払収入、各種冊子等頒布収入

(イ) 契約事務

J C I Sの利用に関する契約、物品売買単価契約、物品売買契約

(ウ) 旅費の支出状況

エ 市民税課

(ア) 収入事務

税証明・閲覧手数料、自動車臨時運行許可申請手数料

(イ) 契約事務

a 委託契約

市府民税特別徴収税額通知書封入等委託契約、市府民税普通徴収税額通知書封入等委託契約、軽自動車税の当初課税に係る納税通知書印刷等委託契約

b その他の契約

電子複写機賃貸借契約

(ウ) 旅費の支出状況

オ 固定資産税課

(ア) 収入事務

閲覧手数料、コピー料

(イ) 契約事務

鑑定評価業務委託契約、固定資産税納税通知書の印刷・ブッキング等業務委

託契約、電子帳票システム・データ移行及びデータ修正業務委託契約、路線
価データ変換処理業務委託契約

(ウ) 旅費の支出状況

カ 納税課

(ア) 収入事務

市税

(イ) 契約事務

a 委託契約

滞納整理支援システムのコンバート・システム追加機能開発委託契約、督
促状・催告書等作成及び封入封緘等業務委託契約、滞納整理支援システム
サポート保守契約、滞納整理支援システムハードウェア保守契約

b その他の契約

滞納整理システム賃貸借契約

(ウ) 旅費の支出状況

(2) 産業部各課等の主な監査対象事務は、次のとおりである。

ア 商工観光課

(ア) 収入事務

岸和田だんじり会館入場料、岸和田城入場料、産業会館等使用料、市営駐車
場使用料

(イ) 契約事務

a 委託契約

岸和田だんじり祭運営委託契約、岸和田市勤労者互助会事業委託契約、公
衆便所管理業務委託契約、岸和田市観光振興委託契約、特定計量器定期検
査業務及び手数料の徴収事務に関する委託契約

b その他の契約

産業会館駐車場賃貸借契約、だんじり会館映像装置リース契約

(ウ) 補助金交付事務

岸和田市観光振興協会助成金、岸和田地車祭保存会助成金、産業団体振興助
成金、空き店舗等活用促進事業補助金、勤労者福祉対策事業補助金、商業共
同施設整備助成金、中小企業振興資金融資信用保証料・利子補給金

(I) 公の施設の指定管理の状況

牛滝温泉やすらぎ荘、だんじり会館、産業会館、五風荘、岸和田城、まちづ
くりの館、市営駐車場

イ 農林水産課

(ア) 収入事務

ほ場整備事業換地処分清算徴収金、農業用施設敷地使用料、農業会館敷地使
用料、鳥獣飼養登録等証明手数料

(イ) 契約事務

a 委託契約

有真香会館管理運営委託契約、久米田池環境維持管理委託契約、ゲンジボ

タル観賞会等事業委託契約、契約栽培農産物生産・直売委託契約、乳牛結核検査・鶏伝染病予防対策・自衛防疫維持強化委託契約

b その他の契約

大沢山荘土地賃貸借契約

(ウ) 補助金交付事務

漁業振興対策事業補助金、生産調整特別推進事業費補助金、耕地事業補助金、神於山土地改良区補助金、青果物集団産地育成事業補助金、貸農園事業補助金、農業経営基盤強化資金利子助成金、岸和田市耕地協会補助金

(I) 公の施設の指定管理の状況

大沢山荘

ウ 港湾振興室

(ア) 収入事務

市有土地・建物貸付収入

(イ) 契約事務

阪南2区土地売買契約、事業用借地権設定契約

(ウ) 補助金交付事務

岸和田港まつり事業助成金、岸和田港振興協会港湾振興事業助成金

(I) 公の施設の指定管理の状況

市営旧港地区立体駐車場

(3) 農業委員会事務局の主な監査対象事務は、次のとおりである。

ア 収入事務

農業委員会費委託金、農業者年金基金事務費交付金、農地等証明手数料、歳計現金預金利子収入

イ 備品の管理状況

ウ 旅費の支出状況

6 監査の結果

(1) 総務部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 産業部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(3) 農業委員会事務局

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。